

証券コード 323A
2025年5月13日
(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

株主各位

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
株式会社フライヤー
代表取締役CEO 大賀康史

第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.flierinc.com/ir/library>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月27日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- (1) 日時 2025年5月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
(2) 場所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 コングレススクエア日本橋ホールC
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
(3) 株主総会の目的事項

[報告事項]

第12期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以上

◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

事業報告

〔2024年3月1日から〕
〔2025年2月28日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外情勢の緊迫化や資源・エネルギー価格の高騰、それに伴うインフレ傾向など、依然として不透明かつ不安定な状況にありました。一方で、デジタル技術の進化やDX推進の加速に伴い、インターネットを通じたサービスへの需要は引き続き堅調に推移しました。

情報通信業界においては、生成AIの急速な普及や活用、5G(第5世代移動通信システム)をはじめとする通信インフラの高度化など、技術革新のスピードが加速しています。こうした変化に対応するため、企業におけるDX推進や人材育成の重要性が一層高まり、SaaS(Software as a Service)市場も継続的な成長を見せています。また、経済の先行き不透明感から、個人のスキルアップや自己投資への関心も継続しており、インターネットサービスや書籍を通じた学習ニーズは未だ増加傾向にあります。

このような環境の中、当社は要約コンテンツを主軸とした人材育成サービス「flier business」を主力事業とし、商談組成のためのリード獲得や新卒採用による人材確保のための先行投資を継続しつつ、アプリ機能の改善や利便性向上を意識した画面のリニューアルなど、エンタープライズ事業セグメント向けのユーザ体験の向上を図った機能強化を推進してまいりました。その他にも、レコメンドエンジンの実装等、AIをはじめとする新しい技術の活用も進めています。コンシューマ事業セグメントでは、オンライン読書コミュニティ「flier book labo」の高付加価値サービスとして提供している「flier book camp」では、講座企画と集客施策の改善により参加者を拡大しています。

さらに、次年度以降の更なる事業拡大に向け、YouTubeチャンネルの育成や新規事業の有償化準備、「flier business」の全国規模の販売網構築などの準備を進めました。以上の結果、当事業年度の売上高は948,496千円（前年同期比20.8%増）、経常利益は2,048千円（前年同期は経常損失136,139千円）、当期純利益は11,039千円（前年同期は当期純損失136,669千円）となりました。当社は創業以来、事業の拡大を遂行するための先行投資が続いておりましたが、通期黒字を計上する運びとなりました。

<エンタープライズ事業セグメント>

当事業年度は、前事業年度に引き続き当社の主力事業である「flier business」の成長に注力しました。契約単価の高い大企業向けの販売を強化すべく、商談の創出への投資やSSO(Single Sign On)連携の開発と並行して、ユーザの利用率向上を図り、法人内で公開する学び投稿機能(学びメモ)の改善や、ログインの簡素化、リマインド通知など、法人向けの機能の拡充を実施しました。このような背景から、新規契約企業数は順調に推移し、解約率も1%水準を維持できることにより、当事業年度におけるセグメント売上高は663,058千円(前年同期比33.8%増)、および、セグメント利益は286,531千円(前年同期比67.1%増)となっております。

<コンシューマ事業セグメント>

当事業年度は、個人向けのサブスクリプションサービスの市場が成熟しつつある中、安定的な成長を目指し更なるサービス改善に注力いたしました。既存機能のアップデートのほか、アプリにおける利用体験の改善に取り組んでいます。また、オンライン読書コミュニティの「flier book labo」、および、厳選された講師によるオンライン・リアルタイムの研修としての「flier book camp」の運営も継続しております。サービス改善活動に注力する一方で、コストの効率化を積極的に推進したことにより、当事業年度におけるセグメント売上高は285,437千円(前年同期比1.5%減)、および、セグメント利益は110,713千円(前年同期比24.8%増)となっております。

(2) **設備投資の状況**

当事業年度における設備投資は、総額で208千円となりました。
PCの購入が主となっております。

(3) **資金調達の状況**

当社は2025年2月20日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額172百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

不安定な国際情勢や米国の金利上昇に伴うインフレの継続により、日本経済の先行きは不透明な状況が続くと見込まれております。当社を取り巻く環境が変化し続ける中、当社におきましても、引き続き事業の成長を実現すべく、以下に掲げる課題に取り組んでまいります。

① サービスの付加価値創出について

現時点で、当社が顧客から期待されていることは、第一に質の高い要約・動画等のコンテンツであり、第二に人材育成や自己啓発に導きやすいサービス機能の充実だと考えています。そのため、コンテンツの企画や編集力を磨きながら、連続的に新しい質の高いコンテンツを提供しつつ、エンタープライズユーザの人材育成を促すための機能改善、最先端テクノロジーの活用を進めてまいります。

② サービス認知度向上について

当社の累計ユーザ数は増加していますが、ビジネスパーソン全体から見ればまだ成長の余地が大きいと考えております。特に、エンタープライズ事業セグメントの拡大にはサービス認知度の向上が重要なテーマであるため、広報活動、マーケティング施策を強化し、書店での露出や出版物との連携など、多角的な露出戦略を展開します。

③ 販売力、価値提供力の向上について

エンタープライズ事業セグメントは当社の成長の中核であり、この分野における販売力と価値提供力の向上は最重要課題です。顧客の多様なニーズに応えるため、セールス・カスタマーサクセス人員への投資を行い、顧客対応力を強化します。また、全国的な展開スピードを加速するため、販売パートナー網の構築を推進します。

④ 人事系サービスの領域拡大について

当社は本の要約を通じて人材育成に資するサービスを提供していますが、「知のプラットフォーム」として人材・組織の成長を支援するためには、より広い領域へサービスを展開していくことが必要であると考えています。そのため、当社は社内外における新規サービスの開発・連携等を視野に入れ事業運営を行っていきます。

⑤ 優秀な人材の確保について

持続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保と定着が不可欠です。そのため、当社のバリューを組織内に浸透させ、社員が能力を最大限に発揮できる組織文化を醸成します。また、社員に成長機会を提供し、魅力的な事業を展開することで、優秀な人材が長期的に活躍できる環境を作ります。

⑥ システムの安定的な稼働について

当社のサービスはインターネットを通じて提供されるため、通信ネットワークやシステムの安定稼働が求められます。これに対し、システム投資、メンテナンス投資、セキュリティ対策を強化し、安定稼働を確保します。

⑦ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現について

各方面でのステークホルダーの期待に応え、事業成長を健全な形で持続していく上で、コーポレート・ガバナンス機能の強化は不可欠と考えております。常にステークホルダーとの対話をを行うことで客観的な状況把握に努めるとともに、会社経営においても適切な牽制機能が働く経営体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第9期 (2022年2月期)	第10期 (2023年2月期)	第11期 (2024年2月期)	第12期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高(千円)	516,667	634,197	785,211	948,496
経常利益又は損失(△)(千円)	△267,074	△271,689	△136,139	2,048
当期純利益又は純損失(△)(千円)	△278,212	△272,219	△136,669	11,039
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△107.13	△95.25	△45.26	3.60
総資産(千円)	259,804	467,350	432,752	591,285
純資産(千円)	69,327	100,119	43,419	226,499
1株当たり純資産(円)	△89.22	△172.59	△213.39	68.24

(注) 1. 2024年10月16日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割をしております。2022年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づいて、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との事業上の関係
株式会社メディアドウ	5,990百万円	57.99%	・役員の兼任 ・営業上の取引

(注) 1. 親会社である株式会社メディアドウとの取引に当たっては、取引の合理性や取引条件の妥当性などに留意しております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が適切であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

2. 役員の兼任は2024年5月の定時株主総会終結の時をもって解消しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

事業区分	事業内容
エンタープライズ事業	flier business等の法人顧客へのサービス提供
コンシューマ事業	本の要約サービスflierの個人ユーザーへの提供及びコミュニティ運営

(8) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

本社	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
----	-------------------

(9) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名(2名)	3名増(1名減)	35.0歳	3.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数については、パート及び嘱託社員は除いて算出しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	122,000千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
株式会社三井住友銀行	4,174千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 : 10,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 : 3,318,760 株

(3) 当期末株主数 : 1,366 名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社メディアドゥ	1,924,700株	57.99%
X Tech 2号投資事業有限責任組合	161,040株	4.85%
大賀 康史	88,300株	2.66%
楽天証券株式会社	65,100株	1.96%
株式会社CARTA VENTURES	55,440株	1.67%
株式会社SBI証券	48,800株	1.47%
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	45,780株	1.38%
大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合	45,280株	1.36%
株式会社インソース	38,840株	1.17%
松井証券株式会社	35,600株	1.07%

- (注) 1. 発行済株式の総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の状況に記載の大賀康史の所有株式数は本人が株式を保有する資産管理会社である株式会社WINGSが保有する株式67,900株を含めた実質所有株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	2021年2月25日	2022年4月20日	
新株予約権の数	6,414個 (注) 1	7,568個 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 128,280株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式 151,360株 (新株予約権1個につき20株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 7,160円 (注) 2 (1株当たり358円)	新株予約権 1個当たり 14,600円 (注) 2 (1株当たり730円)	
権利行使期間	2023年2月26日から 2031年2月25日まで	2024年4月21日から 2032年4月20日まで	
行使の条件	(注) 3	(注) 3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,125個 目的となる株式数 62,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 4,952個 目的となる株式数 99,040株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 275個 目的となる株式数 5,500株 保有者数 1名

	第3回新株予約権	第4回①新株予約権	
発行決議日	2023年9月14日	2024年5月27日	
新株予約権の数	5,683個 (注) 1	1,008個 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 113,660株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式 20,160株 (新株予約権1個につき20株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 14,600円 (注) 2 (1株当たり730円)	新株予約権 1個当たり 14,600円 (注) 2 (1株当たり730円)	
権利行使期間	2025年9月15日から 2033年9月14日まで	2026年5月28日から 2034年5月27日まで	
行使の条件	(注) 3	(注) 3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,739個 目的となる株式数 34,780株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,008個 目的となる株式数 20,160株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 事業年度の末日における新株予約権の数を記載しております。
 2. 2024年10月16日付で行った普通株式1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整されております。
 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

- (1) 会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「上場」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：0%
- (2) 上場の日後6ヶ月を経過した日から上場の日後1年を経過する日まで 行使可能割合：33%
- (3) 上場の日後1年を経過した日から上場の日後1年6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：66%
- (4) 上場の日後1年6ヶ月を経過した日以降 行使可能割合：100%

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第4回②新株予約権
発行決議日	2024年5月27日
新株予約権の数	1,817個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 36,340株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 14,600円 (注) 2 1個当たり (1株当たり730円)
権利行使期間	2026年8月16日から 2034年8月15日まで
行使の条件	(注) 3
当社従業員の交付状況	新株予約権の数 1,817個 目的となる株式数 36,340株 交付者数 16名

- (注) 1. 事業年度の末日における新株予約権の数を記載しております。
2. 2024年10月16日付で行った普通株式1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整されております。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。
- (1) 会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「上場」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：0%
 - (2) 上場の日後6ヶ月を経過した日から上場の日後1年を経過する日まで 行使可能割合：33%
 - (3) 上場の日後1年を経過した日から上場の日後1年6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：66%
 - (4) 上場の日後1年6ヶ月を経過した日以降 行使可能割合：100%

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	大賀康史	CEO
取締役	望月剛	CFO
取締役	服部(肥後)結花	インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社ココナラ 社外取締役 日本ベンチャーキャピタル協会 理事 大阪大学大学院 招へい准教授
取締役	安田雅彦	株式会社We Are The People 代表取締役 株式会社so far so good 代表取締役
監査役	佐藤純	株式会社サクシード 社外取締役 JPH株式会社 社外監査役
監査役	鈴木克征	株式会社CROSS 取締役
監査役	廣瀬崇史	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 東京外国语大学 非常勤講師

- (注) 1. 2024年5月27日開催の第11回定時株主総会において、安田雅彦氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 紹介明史氏は2024年5月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役服部(肥後)結花氏および安田雅彦氏は、社外取締役であります。
4. 監査役佐藤純氏、鈴木克征氏および廣瀬崇史氏は、社外監査役であります。
5. 取締役服部(肥後)結花氏および安田雅彦氏、ならびに、監査役佐藤純氏および廣瀬崇史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役佐藤純氏は、公認会計士の資格を有しております、また、監査役鈴木克征氏は、事業会社の管理部において要職を歴任しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外役員全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬総額に基づき、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、取締役会において個別にその額を決定しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額に基づき、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員の報酬等に関しては、取締役は、2021年5月24日開催の2021年2月期定時株主総会（決議時点の取締役の員数は4名）において、年額80百万円以内と決議されており、監査役は、2021年5月24日開催の2021年2月期定時株主総会（決議時点の監査役の員数は3名）において、年額30百万円以内と決議されております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	36,050 (5,250)	36,050 (5,250)	— (—)	— (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,799 (14,799)	14,799 (14,799)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 取締役の支給員数には無報酬の役員1名を含んでおりません。また、当該役員は2024年5月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等との重要な兼職の状況は(1)の通りであり、当社と当該他の法人等との特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および社外取締役に期待される役割に関する行なった職務の概要
取締役	服部（肥後） 結花	会社経営者・社外取締役および社外監査役の経験に基づく、経営全般の知見を有しており、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を果たしております。また、当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
	安 田 雅 彦	人事責任者の経験に基づく経営・組織全般の知見を有しており、当該専門的知見を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を果たしております。また、当事業年度に開催された定時株主総会で取締役に就任し、以降開催された取締役会全15回のうち14回に出席し、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	佐 藤 純	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会17回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言・発言を行っております。
	鈴 木 克 征	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会17回全てに出席し、主に財務経理全般における専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言・発言を行っております。
	廣 瀬 崇 史	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会17回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言・発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,375千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,875千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人A&Aパートナーズに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として取締役会において以下のとおり決議し、運用しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令、定款等への適合体制を確立する。
- (2) 取締役は、他の取締役または使用人の職務の執行が、法令または定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査役会に報告する。監査役会は、取締役の職務の執行について監査する。
- (3) 取締役会は、当社の「ミッションステートメント」を制定し、取締役および使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指す。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会において十分な協議を行う。
- (2) 信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において適切な管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時および臨時の取締役会を開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行の状況を監督する。
- (2) 職務執行に関する権限および責任については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等の社内規程で定め、隨時見直すものとする。

5. 監査役会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査役会の会議事務局がその任にあたるものとし、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

6. 監査役会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対して、監査役会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役および使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実ならびに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令および社内規程に定める方法により、速やかに監査役会に適切な報告を行う。

8. 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用は、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題について代表取締役その他取締役と情報交換を行い、取締役および監査役会の意思疎通を図る。
- (2) 監査役会は、定期・不定期を問わず、内部監査担当および監査法人等と情報の共有並びに意見交換の場を設けることとし、内部監査担当および監査法人等との意思疎通を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的方針

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、平素から外部専門機関との緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対処する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状において成長過程であり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金若しくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

当社の剰余金の配当は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当の基準日は8月31日、期末配当の基準日は2月末日とする方針であります。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
I 流動資産	507,464	I 流動負債	248,786	
現金及び預金	425,913	買掛金	142	
売掛金	55,986	短期借入金	50,000	
前払費用	25,517	1年内返済予定の長期借入金	10,174	
その他の	376	未払金	28,556	
貸倒引当金	△329	未払費用	6,812	
II 固定資産	83,820	未払法人税等	9,104	
1. 有形固定資産	32,233	未払消費税等	24,889	
建物	34,158	契約負債	94,529	
工具、器具及び備品	19,658	預り金	3,074	
減損損失累計額	△1,712	賞与引当金	20,043	
減価償却累計額	△19,870	その他の	1,459	
2. 投資その他の資産	51,586	II 固定負債	116,000	
敷金	39,742	長期借入金	116,000	
長期前払費用	413	負債合計	364,786	
繰延税金資産	11,430	(純資産の部)		
		I 株主資本	226,499	
		1. 資本金	583,805	
		2. 資本剰余金	562,805	
		資本準備金	562,805	
		3. 利益剰余金	△920,112	
		その他利益剰余金	△920,112	
		繰越利益剰余金	△920,112	
		純資産合計	226,499	
資産合計	591,285	負債純資産合計	591,285	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 売 上 高	948,496
II 売 上 原 価	187,322
売 上 総 利 益	761,174
III 販売費及び一般管理費	753,070
営 業 利 益	8,103
IV 営 業 外 収 益	
受 取 利 息	146
ポ イ ン ト 還 元 収 入	457
助 成 金 収 入	3,200
そ の 他	611
	4,414
V 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,227
上 場 関 連 費 用	8,235
そ の 他	7
	10,470
経 常 利 益	2,048
税 引 前 当 期 純 利 益	2,048
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,439
法 人 税 等 調 整 額	△11,430
当 期 純 利 益	△8,991
	11,039

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金合計			
	資本準備金	資本剰余金合計			利益剰余金合計			
当期首残高	497,785	476,785	476,785	△931,152	△931,152	43,419	43,419	
当期変動額								
新株の発行	86,020	86,020	86,020	—	—	172,040	172,040	
当期純利益	—	—	—	11,039	11,039	11,039	11,039	
当期変動額合計	86,020	86,020	86,020	11,039	11,039	183,079	183,079	
当期末残高	583,805	562,805	562,805	△920,112	△920,112	226,499	226,499	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針にかかる事項に関する注記]

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

（主な耐用年数）建物：10～15年 / 工具器具備品：3～15年

2. 引当金の計上基準

(a) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(b) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社の運営する「本の要約サービスflier（フライヤー）」は、クラウドサービスであり、法人（エンタープライズ事業セグメント）あるいは個人（コンシューマ事業セグメント）から継続的に対価を受領するSaaS型のサブスクリプション（月額課金）モデルです。

エンタープライズ事業セグメントでは、主に企業における人材育成や福利厚生などを目的として従業員向けにサービスを提供しております。その他にもインターネットカフェや公共図書館などの施設向けサービスを提供しています。一方で、コンシューマ事業セグメントでは、主に自己啓発を目的として個人向けにサービスを提供しております。

いずれのサービスに関しても、主として顧客との契約で定められた期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約で定められた期間を履行義務の充足期間として、一定期間にわたり収益を認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,430千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を元とした上で、今後の業績変動のリスク要因を加味して算定しております。当該事業計画は、将来の契約社数、ARPA (Average Revenue Per Account / 1契約当たりの月次平均単価) 並びに解約率等の要素を考慮して策定しています。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,684千円
短期金銭債務	12千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

　　売上高

13,891千円

　　販売費及び一般管理費

116千円

　　営業取引以外の取引による取引高

－千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	111,380	3,207,380	－	3,318,760
A種優先株式	18,482	－	18,482	－
B種優先株式	22,326	－	22,326	－
合計	152,188	3,207,380	40,808	3,318,760

(注) 1. 当社は2024年10月16日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

2. 当該株式分割の影響を除いた場合、増加株式数は275,000株(2025年2月19日付第三者割当増資)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権 (注) 2	普通株式	—	—	—	—	(注) 1
ストック・オプションとしての第2回新株予約権 (注) 2	普通株式	—	—	—	—	(注) 1
ストック・オプションとしての第3回新株予約権 (注) 2	普通株式	—	—	—	—	(注) 1
ストック・オプションとしての第4①回新株予約権 (注) 2	普通株式	—	—	—	—	(注) 1
ストック・オプションとしての第4②回新株予約権 (注) 2	普通株式	—	—	—	—	(注) 1
		—	—	—	—	—

- (注) 1. 付与時点において当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。
2. 上記のストック・オプションとしての新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	258,993千円
賞与引当金	7,070 //
減価償却超過額	1,028 //
一括償却資産	612 //
資産除去債務	1,261 //
未払事業税	2,047 //
未払事業所税	446 //
貸倒引当金	100 //
繰延税金資産小計	271,560 //
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△258,624 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,505 //
評価性引当額(注) 1	△260,129 //
繰延税金資産合計	11,430 //

(注) 1. 評価性引当額が10,224千円減少しております。この減少の内容は、主に将来減算一時差異に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3,967	8,994	—	15,311	33,490	197,228	258,993
評価性引当額	△3,599	△8,994	—	△15,311	△33,490	△197,228	△258,624
繰延税金資産	368	—	—	—	—	—	368

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金258,993千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産368千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2017年2月期に税引前当期純損失を9,428千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8
住民税均等割	111.8
評価性引当額の減少	△583.8
その他	△4.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△439.0</u>

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を増資による直接金融や銀行借入による間接金融などによって調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転目的の資金として調達しております。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、コーポレートDivが営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートDivが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	35,387	34,496	△891
資産計	35,387	34,496	△891
(2) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	126,174	125,428	△746
負債計	126,174	125,428	△746

※ 1 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金等は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※ 2 金融商品の時価開示における敷金の貸借対照表計上額と貸借対照表における敷金の金額との差額は、貸借建物の原状回復費用見込額を差し引いた未償却残高であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	34,496	—	34,496
資産計	—	34,496	—	34,496
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	125,428	—	125,428
負債計	—	125,428	—	125,428

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷 金 : これらの時価は、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定期間に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 : 長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	エンタープライズ	コンシューマ	
売上高			
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	642,816	272,450	915,267
一時点で移転される財またはサービス	20,242	12,987	33,229
顧客との契約から生じる収益	663,058	285,437	948,496
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	663,058	285,437	948,496

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針にかかる事項に関する注記) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお取引の対価は、原則として履行義務の充足前に受領することになっており、また履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期の内に支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれていません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	57,459
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	55,986
契約負債(期首残高)	58,215
契約負債(期末残高)	94,529

契約負債は、主にエンタープライズ事業において、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は58,165千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	68円24銭
2. 1株当たり当期純利益	3円60銭

(注) 当社は2024年10月16日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年2月20日付で同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年1月17日及び2025年1月31日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2025年3月25日に払込が完了しました。

① 募集方法	： 第三者割当て（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数	： 普通株式 98,500株
③ 割当価格	： 1株につき 625.60円
④ 払込金額	： 1株につき 501.50円
⑤ 資本組入額	： 1株につき 312.80円
⑥ 割当価格の総額	： 61,621千円
⑦ 資本組入額の総額	： 30,810千円
⑧ 払込期日	： 2025年3月25日
⑨ 割当先	みずほ証券株式会社
⑩ 資金の使途	①事業拡大に向けた人員増強 ②借入金返済

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月22日

株式会社フライヤー
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員	
業 務 執 行 社 員 公認会計士	齋藤 晃一
指 定 社 員	
業 務 執 行 社 員 公認会計士	三浦 英樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライヤーの2024年3月1日から2025年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月22日

株式会社フライヤー 監査役会

常勤監査役 佐藤 純

監査役 鈴木 克征

監査役 廣瀬 崇史

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 剰余金の配当基準日について、中間配当の基準日に加え、毎事業年度末日を剰余金の配当基準日として設定するものであります。
- ② その他必要な文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(第1項の移動)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当会社は毎事業年度末日を基準日として期末配当を行うことができる。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお が やす し 大賀 康史 (1978年12月1日生)	2003年5月 アクセンチュア株式会社 入社 2010年5月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 2013年6月 当社設立 代表取締役CEO（現任） （担当）CEO 現在に至る	20,400株
2	もち づき ごう 望月 剛 (1981年6月2日生)	2005年4月 中央青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2010年10月 ベインアンドカンパニー 入社 2014年3月 レノボジャパン合同会社 入社 2017年7月 Qrio株式会社 入社 2019年4月 株式会社ビズリーチ 入社 2020年6月 当社入社 執行役員CFO 2022年5月 当社取締役CFO（現任） （担当）CFO 現在に至る	6,840株
3	はつとり (ひご) ゆか 服部（肥後）結花 (1979年8月21日生)	2004年3月 京都大学法学部卒業 2004年4月 株式会社リクルート 入社 2011年11月 インクルージョン・ジャパン株式会社設立 代表取締役（現任） 2015年9月 株式会社ココナラ 非常勤監査役 2018年6月 経済産業省推進の「J-Startup」推薦委員（現任） 2021年8月 大阪大学大学院 招へい准教授（現任） 2022年5月 当社取締役（現任） 2022年11月 株式会社ココナラ 社外取締役（現任） 2024年11月 日本ベンチャーキャピタル協会 理事（現任） 現在に至る	—

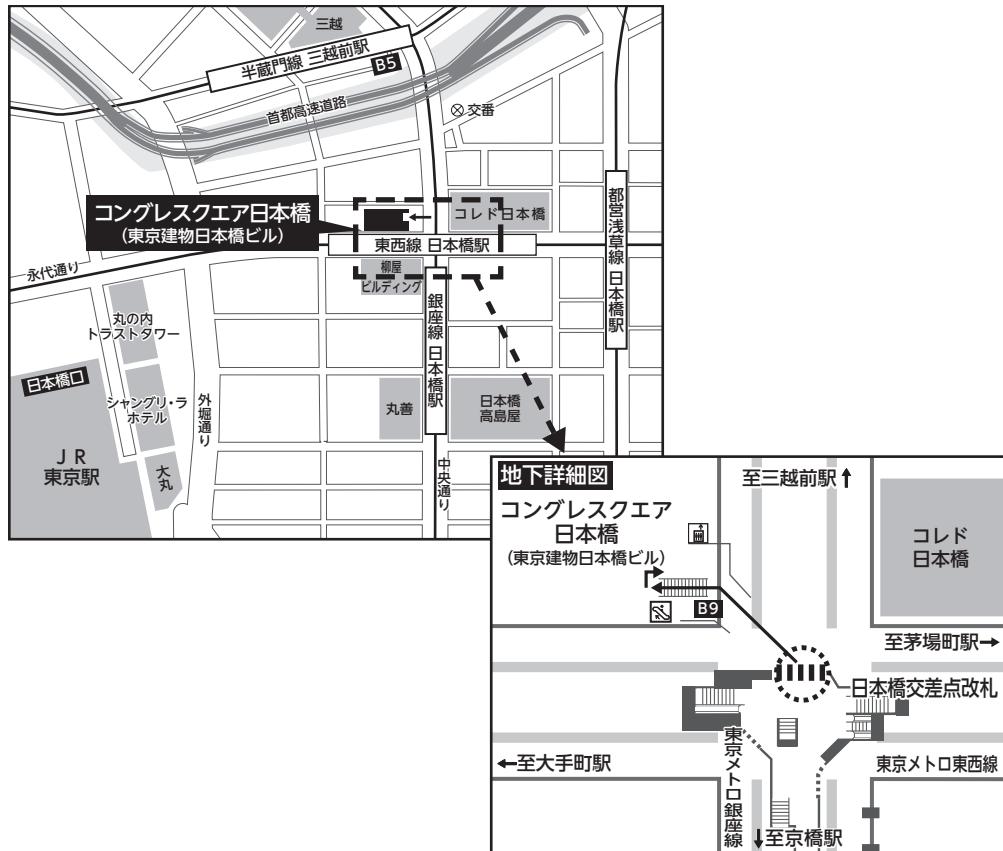
候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やす だ まさ ひこ 安 田 雅 彦 (1967年2月7日生)	<p>1989年4月 株式会社 西友 入社</p> <p>2001年11月 株式会社ケリング ジャパン 入社</p> <p>2008年6月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 入社</p> <p>2013年9月 アストラゼネカ株式会社 入社</p> <p>2015年5月 ラッシュジャパン合同会社 (LUSH JAPAN G.K.) 入社</p> <p>2020年12月 株式会社 We Are The People設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2023年12月 株式会社 so far so good設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2024年5月 当社取締役 (現任)</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 服部（肥後）結花、安田雅彦の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者服部（肥後）結花、安田雅彦の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
4. 服部（肥後）結花氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者・社外取締役および社外監査役の経験に基づく、経営全般の知見を当社に持ち寄ることを期待したためです。
5. 安田雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、人事責任者の経験に基づく経営・組織全般の知見を当社に持ち寄ることを期待したためです。
6. 服部（肥後）結花氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
7. 安田雅彦氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
8. 当社は非業務執行取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項そのほかの法令の定めに従い、服部（肥後）結花、安田雅彦の両氏と当社との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号 コングレススクエア日本橋ホールC



交通 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結

東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分

JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。